参考資料6

令和7年7月15日

独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) (抜粋)

令和4年法律第68号改正 令和7年6月1日 施行

(定義)

第2条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの(以下この条において「公共上の事務等」という。)を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 (略)

3 この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発(以下「研究開発」という。)に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

4 (略)

(名称)

- 第4条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。
- 2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を 使用するものとする。

第3節 国立研究開発法人

(中長期目標)

第35条の4 主務大臣は、5年以上7年以下の期間において国立研究開発法人が 達成すべき業務運営に関する目標(以下「中長期目標」という。)を定め、これ を当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを 変更したときも、同様とする。

2・3 (略)

- 4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、 研究開発の事務及び事業(軽微なものとして政令で定めるものを除く。第35条 の6第6項及び第35条の7第2項において同じ。)に関する事項について、あ らかじめ、審議会等(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第37条若しく は第54条又は国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する 機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。) の意見を聴かなければならない。
- 5 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。)を研究開発に関する審議会の委員に任命することができる。
- 6 前項の場合において、外国人である研究開発に関する審議会の委員は、研究開発に関する審議会の会務を総理し、研究開発に関する審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、研究開発に関する審議会の委員の総数の5分の1を超えてはならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

- 第35条の6 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各 号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項につい て、主務大臣の評価を受けなければならない。
 - 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業 務の実績
 - 二 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績
 - 三 中長期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び 中長期目標の期間における業務の実績
- 2 国立研究開発法人は、前項の規定による評価のほか、中長期目標の期間の初日 以後最初に任命される国立研究開発法人の長の任期が第21条の2第1項ただ し書の規定により定められた場合又は第14条第2項の規定によりその成立の 時において任命されたものとされる国立研究開発法人の長の任期が第21条の 2第2項の規定により定められた場合には、それらの国立研究開発法人の長(以 下この項において「最初の国立研究開発法人の長」という。)の任期(補欠の国 立研究開発法人の長の任期を含む。)の末日を含む事業年度の終了後、当該最初 の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年 度の事業年度末までの期間における業務の実績について、主務大臣の評価を受け なければならない。

3~5 (略)

6 主務大臣は、第1項又は第2項の評価を行おうとするときは、研究開発の事務 及び事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発に関する審議会の意見を 聴かなければならない。

7~9 (略)

(中長期目標の期間の終了時の検討)

- 第35条の7 主務大臣は、前条第1項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中長期目標の期間の終了時までに、当該国立研究開発法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。
- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、研究開発の事務及び 事業に関する事項について、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければなら ない。

3~7 (略)